

2025年7月22日

当座勘定ご利用のお客さまへ

株式会社武蔵野銀行

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊行では、2025年10月1日（水）より、当座預金の払戻請求書による払戻しの取扱いを開始することに伴い、「当座勘定規定」を改定いたします。詳細につきましては、下記の改定内容をご確認ください。

なお、本改定はすでに当座預金契約のあるお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

2025年10月1日（水）

2. 改定内容 ※下線部分を修正・追加、取消線部分を削除

変 更 後	変 更 前
第7条 （手形、小切手の支払） ① 同右 ② 同右 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用して ください。 <u>④ 前項の払戻に当行所定の払戻請求書を使用する場合は、届印の印章により記名押印のうえ、当行所定の当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに口座開設店またはその他当行が特に認める店舗に提出してください。また、払戻しに際して、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u>	第7条 （手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、 または手形が呈示期間内に支払のため呈示 された場合には、当座勘定から支払います。 ② 前項の支払にあたっては、手形の振出し の事実の有無等を確認すること（その旨 について書面の 交付を求めることを含 みます）があります。 ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を 使用してください。

第 9 条 （支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手、<u>または当行所定の払戻請求書</u>等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 ② 同右 ③ 同右	第 9 条 （支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 ② 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受け入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一、15 時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。 ③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。
第 10 条 （支払の選択） 同日に数通の手形、小切手、<u>または当行所定の払戻請求書</u>等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の 任意とします。	第 10 条 （支払の選択） 同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
第 11 条 （過振り） ① 第 9 条の第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手、<u>または当行所定の払戻請求書</u>等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 ② 同右 ③ 同右 ④ 同右 ⑤ 同右	第 11 条 （過振り） ① 第 9 条の第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした 場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年 14%（年 365 日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。 ③ 第 1 項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に 充当します。 ④ 第 1 項による不足金、および第 2 項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他 の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。 ⑤ 第 1 項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として

	譲り受けたものとします。
第 12 条 （手数料等の引落とし） ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手、 <u>当行所定の払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ② 同右	第 12 条 （手数料等の引落とし） ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。
第 13 条 （支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	第 13 条 （支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。
第 16 条 （印鑑照合等） ① 手形、小切手、 <u>当行所定の払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、 <u>当行所定の払戻請求書</u> または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ② 同右 ③ 同右	第 16 条 （印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。

以上